

○目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例

平成15年3月

目黒区条例第10号

目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例

(目的)

第1条 この条例は、身近な生活環境の美化(以下「まちの環境美化」という。)に関し、その基本方針を定め、目黒区(以下「区」という。)、区民等及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、ポイ捨ての防止等について必要な事項を定めることにより、清潔で美しく快適な生活を営むことのできる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物及び飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (2) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は区内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。

(まちの環境美化に関する基本方針)

第3条 まちの環境美化は、自分たちのまちは自分たちできれいにするという考え方の下に、区、区民等及び事業者が協働して取り組むことを基本として行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、まちの環境美化に関する施策を区民等及び事業者と協働して実施する責務を有する。

2 区は、区民等及び事業者がまちの環境美化に関し主体的に行動するよう積極的に意識の啓発を行う責務を有する。

(区民等の責務)

第5条 区民等(第3号にあっては、区内に在住する者に限る。)は、次に掲げる活動その他のまちの環境美化活動に主体的に取り組む責務を有する。

- (1) 道路、公園、広場その他の公共の場所(以下単に「公共の場所」という。)で自ら生じさせた吸い殻、空き缶等は持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納すること。
- (2) 自己の所有し、又は管理する犬を散歩させるときは、ふんを収納する用具を携帯し、その用具により適切に処理すること。
- (3) 自宅の周辺において、清掃活動に取り組むこと。

2 区民等は、まちの環境美化に関する区の施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動その他のまちの環境美化活動に主体的に取り組む責務を有する。

- 2 吸い殻、空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、まちの環境美化に関する区の施策に協力する責務を有する。

(禁止行為)

第7条 何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。

- 2 犬を所有し、又は管理する者は、公共の場所に犬のふんを放置してはならない。
- 3 何人も、公共の場所及び公共の場所に存する建物その他の工作物に落書きをしてはならない。

(区民等の努力義務)

第8条 区民等は、公共の場所を歩行中(自転車等の運転中を含む。以下同じ。)に喫煙(火の付いたたばこを所持することを含む。次条第1項において同じ。)をしないよう努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例50号〕)

(路上喫煙禁止区域の指定)

第8条の2 区長は、特に路上喫煙(公共の場所を歩行中又は同一の場所にとどまって喫煙をすることをいう。以下同じ。)を防止する必要があると認める地域を、終日又は時間帯を指定して路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。この場合においては、あらかじめ禁止区域として指定しようとする地域内の区民等の意見を聴かなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、あらかじめ禁止区域内の区民等の意見を聴いた上で、当該禁止区域を変更し、又は禁止区域の指定を解除することができる。
- 3 区長は、前2項の規定により禁止区域を指定し、若しくは変更し、又は禁止区域の指定を解除するときは、その旨を告示するものとする。
- 4 区長は、第1項及び第2項の規定により禁止区域を指定し、又は変更したときは、禁止区域を表示した標識を設置すること等により周知するものとする。

(追加〔平成19年条例50号〕)

(路上喫煙禁止区域内の喫煙禁止)

第8条の3 区民等は、禁止区域内(区長が指定する場所を除く。)で路上喫煙をしてはならない。

(追加〔平成19年条例50号〕)

(路上喫煙禁止区域内における指導)

第8条の4 区長は、前条の規定に違反して禁止区域内で路上喫煙をしている区民等に対し、路上喫煙をしないよう指導に努めるものとする。

(追加〔平成19年条例50号〕)

(路上喫煙禁止区域内の環境美化)

第8条の5 区民等は、禁止区域内におけるまちの環境美化活動を行う団体を組織し、路上喫煙の防止等その活動に積極的に努めるものとする。

- 2 区長は、前項の団体の組織づくり及び活動について、必要な支援を行うものとする。
- 3 区長は、禁止区域内における路上喫煙を防止するため、啓発活動を行うものとする。

(追加〔平成19年条例50号〕)

(自動販売機設置者等の義務)

第9条 飲料の自動販売機を区内に設置し、又はこれを管理する者(以下「自動販売機設置者等」という。)は、当該自動販売機の周辺を清潔に保持するとともに、回収容器の設置その他の飲料の容器の回収に関する必要な措置を講じなければならない。

(まちの環境美化に関する行動計画)

第10条 区長は、区、区民等及び事業者のそれぞれが主体的に行動するための指針となるまちの環境美化に関する行動計画を区民等及び事業者と協働して策定するものとする。

2 区長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(勧告等)

第11条 区長は、第7条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、吸い殻、空き缶等の散乱又は犬のふんの放置を防止するための必要な措置を講ずるよう指導し、及びこれらの規定を遵守するよう書面により勧告することができる。

2 区長は、第9条の規定に基づく措置が不十分であると認めるときは、自動販売機設置者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、併せて措置に関する書面の提出をさせ、及び期限を定めて当該措置を講ずるよう書面により勧告することができる。

(命令)

第12条 区長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、書面により当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第13条 区長は、第11条第2項の規定による勧告を受けた自動販売機設置者等が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の公表を行う場合は、当該公表の対象となる自動販売機設置者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第12条の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第15条の規定は、平成16年1月1日から施行する。

付 則(平成19年11月30日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。